

消費税インボイス対応～その1～

Q：2023年10月から消費税インボイス制度がスタートしますが、売手側ではどのような対応が必要ですか。

A：事前準備が重要

消費税の複数税率に対応した新しい請求書の方式（インボイス制度）が導入されます。

1. インボイス制度と消費税申告

(1) 消費税の申告・納税額計算の基本

消費税の申告・納税額 = 課税売上に係る消費税額（預り消費税） - 課税仕入等に係る消費税額（支払い消費税）
⇒「仕入税額控除」といいます

(2) インボイスが仕入税額控除の要件に

現行の区分記載請求書等保存方式（軽減税率対象品目である旨と税率毎の対価合計額を記載）は、2023年10月からインボイス制度に改正され、インボイス（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

	現行（～2023年9月）	インボイス制度（2023年10月～）
帳簿要件	一定の事項が記載された帳簿の保存（変更なし）	
請求書等要件	区分記載請求書等の保存	インボイス（適格請求書）等の保存

(3) インボイス（適格請求書）とは

現行の区分記載請求書に「登録番号」と「適用税率・税率毎の消費税合計額」の記載を追加したものです。

インボイスの記載事項	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	④税率毎の対価合計額（税抜又は税込）及び適用税率
	②取引年月日	⑤税率毎の消費税額等
	③取引内容（軽減税率の対象品目はその旨）	⑥交付を受ける事業者の氏名又は名称

2. 売手側としての事前準備

(1) インボイスを発行するには登録が必要

税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し（電子申請を推奨）、登録されると登録番号等が通知されます。なお、消費税の免税事業者が登録するためには、消費税の課税事業者になる必要があります。

登録申請の受付中
（申請はお早めに）

2023年3月31日
申請期限（原則）

2023年10月1日
インボイス制度開始

(2) インボイスの発行準備

①請求書等の様式を確認：取引先に発行している請求書等を収集し、請求書等の様式を確認。

②消費税の端数処理ルールを確認

インボイスの 消費税の端数処理	○ 1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理
	× 個々の商品ごとに端数処理

③請求書等をインボイス対応の様式に変更：販売システムの改修スケジュールの確認又は入替等を検討。

④取引先にインボイスの様式等を通知：制度スタート前でも、登録番号等を記載したインボイスを発行可。

令和4年7月
税理士法人石井会計

